



②河井寛次郎記念館(1937年・京都市東山区)  
京都市中では珍しい出桁造により2階をセットオーバーさせた町家。突出した梁や出桁が、機能的にも景観的にも庇と同等以上の効果を発揮している。



①『年中行事絵巻』(12世紀頃・京都大学文学研究科所蔵)  
図像で確認できる最初期の町家が描かれている。軒下には見物のため跳ね上げられた蔭戸が連続しており、庇の原型を見るようである。

## 【京都絶対領域】

「京都らしい」建築を分かり易く構成する要素、庇・格子・坪庭などなど…。これらの要素を建築に採用することで、安易に「京都らしさ」を獲得した気になってはいないだろうか。あるいは逆に必要以上に忌避してはいないだろうか。そもそも格子とは何であろうか？ 京都の庇とはいかにあるべきか？ 京都だから…条例にあるから…という思考停止に陥る前に、これらの要素の意味と可能性を一つずつ、有名無名問わず具体的な建築を参照しながら、あらためて検討してみたい。

# 庇

京都絶対領域





④ 俄ビル (2009年・京都市中京区)

景観条例によって設置が義務付けられた軒庇 (奥行き90cm以上) を、あえて必要以上に肥大化 (2.4m) させた上で、アルミキャストを用いたフラットな表情におさえることで、現代的な庇の表現を獲得している。



③ 祇園・宮川町界隈の数寄屋建築 (不詳・京都市東山区)

軒庇や通り庇のすぐ下にもう一枚庇が差し込まれており、多重の庇が陰影に富んだファサードを作り出している。庇の機能というよりは意匠面に格段の配慮がはられた例の一つ。

## 【庇】

京都絶対領域、第一回目は「庇」である。

「庇 (廂)」とはそもそも「母屋」に対して、その外側に付加された空間であるが、転じて外壁面から突出した屋根状の要素を指す。「軒庇」「通り庇」「付け庇」「下屋庇」「土庇」「霧除け庇」など、庇といっても形状や位置・用途に応じていろいろな呼び名があるが、本記事では、外壁面に屋根と独立して設けられ、かつ街路に面した「庇」に絞って検討したいと思う。街との関係に主眼があるからである。



## 庇の歴史

現在京都市の市街地の大半では、景観条例の定めによって建築に庇を設けることが求められる。戸建て住宅はもちろん、マンションや商業ビルでも、モダンでミニマルな建築が好きでも、庇にお金をかけたなくとも、例外は無い。このような規定の背景に、近世・戦前に建てられた京町家がモデルとして想定されていることは、景観条例制定の経緯からも明らかである。では、そのモデルたる京町家と庇の歴史的関係とは、そもそもどのようなものであったか。

庇の原型と思しきものは、平安後期の「年中行事絵巻」に見られる。最初期の町家の軒下に、跳ね上げた葺戸が庇のような形状で描かれているのである(①)。中世の京都を描いた「洛中洛外図」になると、通りに面して並べた商品の上に恒久的な庇を架けた町家が見られる。この頃までの町家は主に平屋建てであったが、その後豊臣秀吉の命令を発端に京町家の二層化が進む。それに伴い、商品を陳列する一階の開口上部に庇を設けた町家が増えた。近世初頭になると二階が張出した形の町家が数多く建てられた。この場合一階に庇をつける実用的な意味はほとんど失われる。そのためこの時期の張出し二階形式の町家には、おおむね庇がつけられなかったようである。間口いっぱい庇(通り庇)のついた、我々の慣れ親しむ京町家の姿が完成したのは、江戸時代も後期になってからである。

京町家の成立と変遷に詳しい高橋康夫氏(花園大学教授)によれば、京都の庇で注目すべきは道路との関係であるという。近世の京都では、建物の外壁までは敷地内に取めなければならないが、庇は半間程度で

## 庇の機能と空間性

日本の伝統的な建築における庇は、外壁の木部や土壁、大きくとられた開口部を雨から守るといった重要な機能を担ってきた。建物に差し込む日射を夏冬で調整するという役割もある。しかし今日、庇を積極的に出そうとする建築は多くない。開口部がアルミサッシとなり外壁の素材も水に強い素材が普及したため、雨除けとしての庇の意義が薄れたことは大きな理由であろう。また、庇の出が深いと建築可能面積が目減りするし、居室の法的採光面積を確保する上でも不利となる。斜線制限にも引っ掛りやすい。建築基準法は庇に厳しいのである。意匠面でも、庇は和風/京都イメージを簡易に獲得する記号と見なされ、一部の商業施設で積極的に採用されるものの、多くの現代建築では意図的に避けられている。切妻形がブームになってもそこに庇がつけられることは少ない。そのような中、外壁の下見板の保護とメンテナンスのために設けた庇を、積極的にデザインとして扱っているのが四本木製ビル(⑫)である。庇の本義が現代的文脈の中で活かされている稀な例といえよう。

庇のもう一つの大きな機能は、雨や日射を避ける半外半内の軒下空間を作り出すことである。例えば町家が連続すると、道に沿って長い軒下空間が生じる。前述のようにそこは公/私の間領域でもあり、往来と町家(ミセ)のアクティビティが交錯する空間として京都の街にとって不可欠な役割を担ってきたのである。このような軒下空間の性格を大きく左右するのが、庇の出(奥行き)である。出が深すぎると通りとの関係性が薄れ(⑥)、出が浅すぎると空

## 庇の形状

庇の機能的側面はもちろん重要であるが、特に京都においては、記号としての効果も含む庇の意匠的側面に大きな関心が向けられているといつてよい。庇の意匠的パリエーションは実に多様であるが、以下ではその一端を示すために、庇の数・庇のつくファサードの断面構成・庇の断面形状の3点について、左図のように類型化してみた。これらの類型と今回収集した庇のサンプルとを見比べてみると、例えば⑦や⑧のような伝統的な町家の庇は壁面の構成に関わらず「A-I」であり、⑪や⑫のような現代建築では「A-II」の庇が多いという傾向がわかる。

庇のすぐ下にも一枚庇を差し込んだ(③)のような庇は、数寄屋建築によくみられる(③)。これは、霧除け庇を拡張することでファサードの奥行きを深くする狙いがあったと思われる。通常、庇の付け根は二階床レベル付近にあるため、庇の付け根とその下の開口部の間には垂壁が生じる。ファサード全体を顔と見て、開口部が「眼」であると考えると、その垂壁は「おでこ」のような平滑な垂直面である。真壁造であれば、そこに「眉毛」のような軒桁やまぐさがあるが、数寄屋建築では更に化粧を施して、「つけ睫毛」のごとき巨大な霧除け庇が差し込まれたのではないだろうか。

## 景観法による庇

以上のように京都で見られる庇に限っても、庇は歴史的变化し、また様々な機能を担う多様な形状の庇が作られてきた。現在、庇は景観法関連条例において、その有無・出・勾配・色彩が一定の範囲で明確に規定されている。景観法の目的は良好な町並みを形成することにある。むしろ町並みは庇のみによって作られるものではないのであるが、一考の余地がある。条例による効果はきめんで、⑪のように条例に忠実にデザインされた庇が連続する新しい町並みができ始めている。⑫のような機能性が皆無の庇も増産中である。

## インターフェイスとしての庇

条例の規定に賛否はあるが、それは庇の価値とは基本的に無関係である。歴史的な経緯や多様な現状をヒントとしつつ、考えたいのは庇の未来である。現代の京都における庇の可能性とは一体どのようなものであるか。町並みをつくる庇、環境調整装置としての庇もあるだろう。しかし、京都という文脈においてあえて強調したいのは「中間領域としての庇」である。

京都のよさの一つに、街と個々の建物の「近さ」があると思う。それは道に沿って建ち並ぶ家々の親密さであり、また住と職の近接/混在が作り出す境界性である。「近さ」はともすれば摩擦を生むが、それを空間的に緩衝・調停するのが曖昧な中間領域の存在である。道路の主役が人から車に移り、道と家との関係が薄れつつある今日、

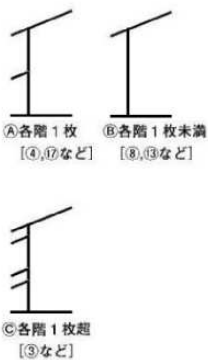


図2 庇の数

あれば道にはみ出して構わなかった。庇の下は天下の往来である一方、柱や袖壁さえ設けなければ私的に利用することが許されていたという。つまり、町家の庇が作り出す軒下空間は、建物の内／外の中間であると同時に公／私の中間的な領域でもあった。出格子やばったり床几は、そのような曖昧な領域を使いこなすための装置として発達してきたのである。しかし、明治期になって公私の境界が再設定されて以降は、庇の先端までを敷地内に収めなければならぬこととなった。かくして軒下空間が私有化された結果、一階の軒下が室内化されたり(25)、袖壁が設けられたりしていく(26)。そのような町家は今も数多く目にすることができ。



間が薄くなり記号に近づく(9)。伝統的な京町家の庇の出はおよそ半間である。伏見や江戸では一間程度だったという。このあたりの寸法が、庇が中間領域として機能するのに適度な寸法なのだろう。庇の出とともに軒下空間を断面的に規定するのが勾配である。庇の勾配は葺材によって標準的な勾配が定まってくるため、そこからの逸脱度合いに設計意図が見え隠れする。昭和四十年代頃に流行った超急勾配の庇(18)は、庇のもつ機能性よりも瓦の生む和のイメージを重視したものだだろう。逆に超急勾配の庇(10)からは、現代的な印象を狙う意図が読み取れる。庇の記号性に特化した例は、マンションのバルコニー下に設けられた庇であろう(24)。庇の先がバルコニーの壁面とほぼ揃っているので庇の出はゼロである(記号としての視認性すら危うい)。これと好対照な例が河井寛次郎記念館(2)である。一階に庇が無いにもかかわらず、張り出した二階が適度な軒下空間を作り出しており、しかも街並みにも十分に調和しているのである。

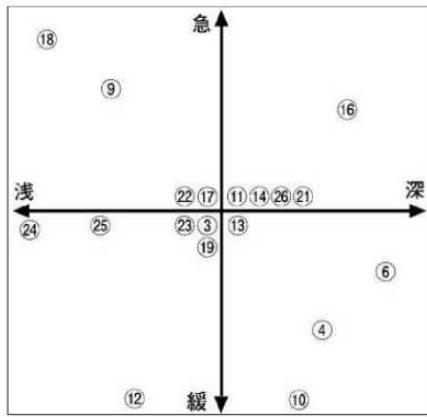


図1 庇の出(横軸)と勾配(縦軸)のマトリクス

このような「おでこの化粧」としての庇は、建売住宅にもみられる。伝統的な町家では軒裏に勾配のあるIの庇がほとんどであるが、建売住宅では圧倒的に軒裏が水平なIIの庇が多い。これは、工法の合理化や法規も関係しているだろうが、外壁が真壁造から大壁造に変化したことも一つの理由ではないか。大壁造の「おでこ」は、真壁造にあった「眉毛」が無いいため、どうしてもノックリして間が抜ける。この「おでこ」を隠すために「帽子のつば」のようなIIの形状が採用された、という過程が想像できるのである。その他にも、(2)や、IVのまちなかには散見される。今回触れることができなかったが、庇の素材や垂木、軒裏のデザインによっても庇の、ひいては建築の表情は大きく変化する。そこに庇の意匠としての多様性と面白さを見ることができ。

- I. 軒裏勾配型  
伝統的な町家に多い  
[3, 18 など]
- II. 軒裏フラット型  
建売や現代建築に多い  
[10, 19 など]
- III. フラット型  
現代建築に多い  
[10, 18 など]
- IV. お椀型  
近代建築に多い  
[7 など]
- V. 上下凸型  
特殊ケース  
[6 など]

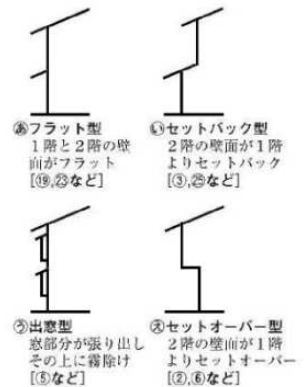


図4 庇の断面形状

図3 ファサードの断面構成

両者の中間領域あるいはインターフェイスとして働く庇の価値は、むしろ高まっているように思われる。庇が建物の内外の中間領域であるためには、ある程度の深さが必要である。また、公空間と私空間の中間領域であるためには、庇は道路にはみ出して必要がある。残念ながら現行法規では厳しいが、今も合法的にはみ出しているテント製の庇(21)にある種の「賑わい」を感じる人は多いであろう。逆に、大幅にセットバックした建物の庇(20)は到底中間領域を形成しえない。街に歩み寄っていないからである。軒下という狭小なスペースが人の滞在する空間として作用するためには、軒裏のデザインも重要である。勾配のある彫りの深い軒裏が効果的であろう。また、隣りあう家の庇が連続することで町並みも軒下空間の魅力を増す。延焼ラインを切るための袖壁の設置は、その意味で避けたいところである。庇には、その建築が街にどういう態度をとっているかが表現される。「庇を貸して母屋をとられる」という言葉があるが、これは裏を返せば、庇とはもともと気軽に公に対して提供されるものだった、ということだ。急な夕立にあい、手近な家の軒下で雨やどりをした経験は誰にでもある。そのように一つ一つの家が少しの庇を道に対して提供する。そんなことで街は豊かになるはずであり、それは建築が街に対してできる大きな貢献であろう。

究建築研究室  
柳沢 究

魚谷繁礼建築研究所  
魚谷繁礼

池井健建築設計事務所  
池井 健